

「扶養者の数」が実際の扶養親族の人数と異なっている件について

概要

「扶養者の数」とは、所得税を計算する上での扶養親族などの数を指します。

扶養者の数は、給与所得者から申告されている控除対象配偶者と扶養親族の合計人数になります。

ただし、給与所得者本人が障害者（特別障害者を含みます）、寡婦（特別寡婦を含みます）、寡夫、勤労学生に該当する場合には、その該当するごとに扶養者の数に1人が加算されます。

また、申告された控除対象配偶者または扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます）または同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの1つに該当するごとに扶養者の数に1人が加算されます。



参考

平成22年度の税制改正により、平成23年分の給与の源泉徴収事務より

16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。

これに伴い、扶養区分が「年少」場合は、扶養者の数に含まれません。

詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせ下さい。
